

農地法第3条許可申請の添付書類

R7.10 前橋市農業委員会事務局

1. 許可申請の締切り：毎月15日（補正期限は20日まで）

2. 許可区分および許可申請書の提出部数

※申請書は、様式1-1、1-2-1を編綴する。（農地所有適格法人は1-2-2も加える）

	申 請 書	添 付 書 類
農地の権利取得者が市内・市外居住者、市内・市外の法人	1 部	1 部（原本）

3. 添付書類

書 類 名	備 考
① 土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る（法務局にて取得） 抵当権、仮登記、差押等がある場合、権利者の承諾書と印鑑登録書を添付
② 所有者であることを証する書面	申請者が土地登記簿に記載された所有名義人と異なる場合 （例）住所変更→住民票抄本等 相続未登記→相続人全員の戸籍謄本、住民票及び相関図
③ 住民票の抄本	農地の権利取得者が市外居住者の場合等
④ 耕作証明書等	農地の権利取得者が市外に耕作地がある場合
⑤ 居住地、申請地及び通作経路を示す図面	農地の権利取得者が市外居住者の場合等・管外の法人の場合等
⑥ 耕作等を行う者の合意解約書等	賃借権等に基づき耕作等を行う者が存在する農地の所有権を、その耕作等を行う者以外の者に移転しようとする場合で、合意解約がされる場合
⑦ 定款又は寄付行為	法人が取得等の場合
⑧ 法人の登記事項証明書	法人が取得等の場合（法務局にて取得）
⑨ 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し	農地所有適格法人の取得等の場合 農事組合法人→組合員名簿、株式会社→株主名簿、有限会社→社員名簿
⑩ 農業経営改善計画認定申請書(写)及びその認定書(写)	農地所有適格法人の取得等の場合で、経基法第14条の適用のある場合 （認定計画による出資の特例を受ける場合）
⑪ 農地所有適格法人と構成員の間で締結された契約書の写し	農地所有適格法人の取得等の場合で、法第2条第3項第2号に掲げる者（継続的取引関係にあるもの、事業の円滑化に寄与するもの）が構成員の場合
⑫ 構成員が承認会社であることを証する書面及び構成員の株主名簿の写し	農地所有適格法人の場合で、承認会社（農林水産大臣の承認を受けた農業法人投資育成会社）が構成員の場合
⑬ 解約条件の明記された契約書の写し	農業に常時従事しない個人および農地所有適格法人以外の法人の場合 （法第3条第3項の適用を受けて許可を受けようとする場合）
⑭ 単独申請行為該当事由を証する書面	連署しないで申請する場合 （例）競売期日の調書、公売の売却決定通知書、遺言書等の写し等
⑮ 土地所有者の同意書	賃借権等に基づき耕作等を行う者がその農地の賃借権等を移転する場合
⑯ その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認めて提出を求めたもの （例）所有権移転の場合→【公図（法務局にて取得）】及び【申請地周辺図面】 初めて農地の権利を取得する者又は市外の者→【営農計画書】 大きく規模拡大する場合→【就農計画書】 交換の場合→【効果を具体的に記述、関係する土地も同一図面に表示】
⑰ 委任状	申請書に添付（申請依頼人の住所・氏名を記名し、押印する） 代理申請の場合及び窓口に来られない受入又は渡人がある場合

※1 土地登記簿謄本（登記事項証明書）、証明類は原本で3ヶ月以内のもの。

2 受領の際には許可申請書に押印した印鑑、または、申請受任者の印鑑が必要。

3 農業協同組合、農地保有合理化法人（経基法第4条第2項）、特定法人（経基法第4条第4項）、景観整備機構（景観法第9条第1項）、農地法施行令第6条第2項第3号に定める法人の申請の場合は上記によりませんので、個別にお問合せください。